

13 教職員互助会 貸付事業編

(令和7年2月改訂版)

13 教職員互助会 貸付事業編 目次

第1章 貸付の種類と概要

1 貸付の種類と貸付限度額	互・貸－1
(1) 種類・限度額・償還回数	互・貸－1
(2) 償還回数と償還額	互・貸－1
2 貸付の制限等	互・貸－2
(1) 貸付申込人の資格	互・貸－2
(2) 借 替 え	互・貸－2
3 申込みから貸付まで	互・貸－3
(1) 貸 付 申 込 み	互・貸－3
(2) 貸付決定の通知等	互・貸－3
(3) 貸付金の送金	互・貸－3
(4) 完 了 報 告	互・貸－3
4 償 還	互・貸－4
(1) 毎 月 償 還	互・貸－4
(2) 臨 時 償 還	互・貸－4
(3) 即 時 償 還	互・貸－4
(4) 別表2－1 賦金率表 (平成25年12月31日までに貸し付けた住宅資金に適用)	互・貸－5
(5) 別表2－2 賦金率表 (平成25年12月31日までに貸し付けた住宅資金以外に適用)	互・貸－6
(6) 別表2－3 賦金率表 (令和2年12月31日までに貸し付けた貸付に適用)	互・貸－7
(7) 別表2－4 賦金率表 (令和3年12月31日までに貸し付けた貸付に適用)	互・貸－8
(8) 別表2－5 賦金率表	互・貸－9
5 償 還 の 猶 予	互・貸－10
(1) 猶 予 要 件	互・貸－10
(2) 提 出 書 類	互・貸－10

第2章 貸付金借受申込み

1 留 意 事 項	互・貸－11
(1) 生活資金貸付	互・貸－11
(2) 入学資金貸付	互・貸－11

(3) 住宅資金貸付	互・貸－11
(4) 研修旅行資金貸付	互・貸－15
(5) 自動車資金貸付	互・貸－15
(6) 物品購入資金貸付	互・貸－16
(7) 教育資金貸付	互・貸－16
2 申込期日と貸付日	互・貸－17
3 貸付保険	互・貸－17
(1) 貸付保険制度の内容	互・貸－17
(2) 貸付保険料	互・貸－17
(3) 保険のしくみ	互・貸－17

【教職員互助会貸付事業編様式一覧】

1 借用証書	互・貸－19
2 生活資金貸付申込書	互・貸－20
3 入学資金貸付申込書	互・貸－21
4 住宅資金貸付申込書	互・貸－22
5 住宅資金貸付調書	互・貸－23
6 住宅資金計画変更申請書	互・貸－24
7 住宅資金計画遅延申請書	互・貸－25
8 工事完了報告書	互・貸－26
9 住宅新築工事に係る誓約書	互・貸－27
10 住宅建築報告書	互・貸－28
11 研修旅行資金貸付申込書	互・貸－29
12 自動車資金貸付申込書	互・貸－30
13 教育資金貸付申込書	互・貸－31
14 物品購入資金貸付申込書	互・貸－32
15 全額繰上償還申出書	互・貸－33
16 一部繰上償還申出書	互・貸－34
17 償還猶予(延期)申請書	互・貸－35
18 貸付保険に係る個人情報の取扱に関する同意書	互・貸－36

第1章 貸付の種類と概要

1 貸付の種類と貸付限度額

(1) 種類・限度額・償還回数（貸付規程第2条、第8条）

運営規則第3条第1号に規定する会員（以下「現職会員」という。）への貸付は、借受目的によって次の7種類に分けられ、その種類ごとに貸付金の最高限度額及び償還回数が決められている。

種 類	限 度 額	償還回数
生 活 資 金	100 万円	60 回以内
入 学 資 金	200 万円	60 回以内
住 宅 資 金	1,000 万円	240 回以内
自 動 車 資 金	200 万円	60 回以内
研 修 旅 行 資 金	200 万円	60 回以内
物 品 購 入 資 金	200 万円	60 回以内
教 育 資 金	200 万円	60 回以内

※すべての貸付金の額は、10 万円単位とする。

(2) 償還回数と償還額（貸付規程第8条）

ア 償還回数は、貸付種類ごとに定められている償還回数の範囲内で借受人が設定する。

一回当たりの償還額は賦金率表（互・貸－9）を用いて算定する。

貸付金×償還額＝一回当たりの償還額（円未満四捨五入）

※なお、本会ホームページ「償還額シミュレーション」でも確認することができる。

（<https://yamakyogo.or.jp>（HOME＞現職会員＞貸付事業））

イ 償還金は、貸付を受けた日の属する月の翌月から、毎月均等額で償還しなければならない。

未償還金は、全額又は一部を臨時に償還することができる。

ウ 貸付金の手数料（利率）は、月利 0.0750%である。

2 貸付の制限等

(1) 貸付申込人の資格（運営規則第3条、第6条、第14条、第16条、貸付規程第3条）

ア 現職会員であること。

※再任用会員、有期限任用会員（臨時的任用職員・会計年度任用職員等）、及び退職会員は貸付の対象外となる。

イ 会員期間（貸付申込日の属する月の末日まで引続く期間）が6か月以上あること。

なお、上記会員期間には以下も含む。

(ア) 他互助会（山形県職員互助会、山形県警察職員互助会、山形県市町村職員互助会）の期間

(イ) 有期限任用会員（臨時的任用職員・会計年度任用職員等）の期間

ウ 貸付の申込事由等に、虚偽の事実がないこと。

エ 給料の差押えを受けていないこと。

オ 償還に確実性があること

※育児休業、介護休業等により給料が支給されない場合及びその予定がある場合は、貸付申込の対象外となる。なお、貸付金を毎月償還している借受人が上記休業となった場合は、償還継続または猶予の手続きを行うこと（互・貸－4、10参照）。

カ 毎月の償還金の合計額（公立学校共済組合の償還金を含む）が、給料月額の10分の3を超えないこと。

キ 理事長がその他貸付することが不適当と認めることがないこと。

(2) 借 替 え（貸付規程第4条）

借替えとは、例えば既に生活資金の貸付を受けている者が、再度生活資金の貸付を申込みときをいう。この場合の申込金額は、貸付限度額の範囲内で、新たな必要額に未償還元金を加えた額となる。送金額は、申込金額から未償還元金を差し引いた額となる。

ただし、既貸付金の償還済回数が24回に満たないときは、申込みができない。

「例」借替えの申込金額と送金額の計算例（生活資金の場合：限度額100万円）

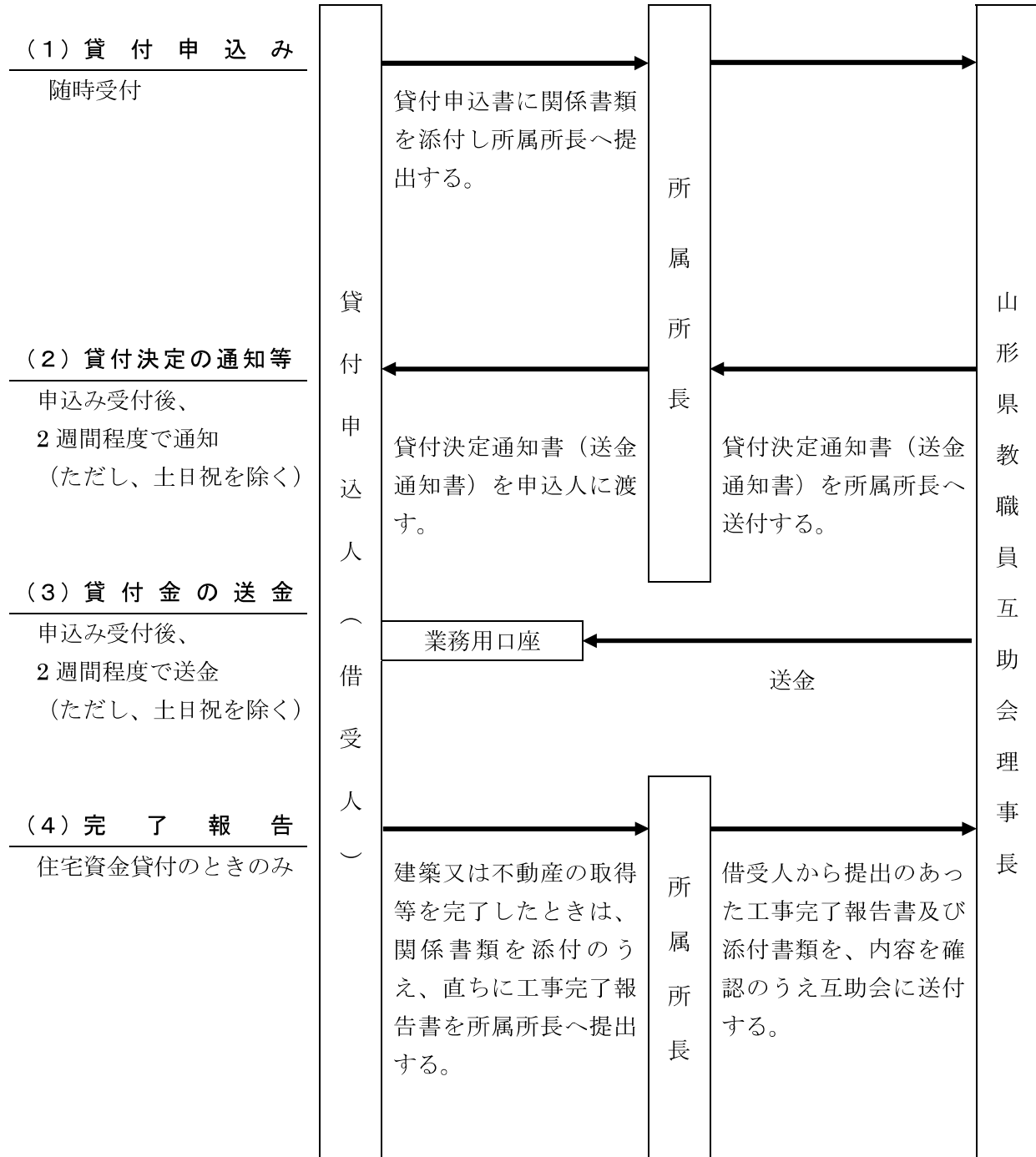
$$\begin{array}{rclclcl} \text{必要額} & + & \text{未償還元金} & = & \text{合計金額} & \rightarrow & \text{申込金額} \\ 700,000 \text{ 円} & + & 307,639 \text{ 円} & = & 1,007,639 \text{ 円} & \rightarrow & 1,000,000 \text{ 円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rclcl} \text{申込金額} & - & \text{未償還元金} & = & \text{送金額} \\ 1,000,000 \text{ 円} & - & 307,639 \text{ 円} & = & 692,361 \text{ 円} \end{array}$$

3 申込みから貸付まで

貸付申込みから貸付までは次のようになる。

貸付種類ごとの手続き方法に十分留意し、書類整備のうえ申込むこと。



4 償 還

(1) 毎 月 償 還 (貸付規程第8条第1項、第2項、第10条第1項)

- ア 貸付を受けた月の翌月の給料から、毎月償還金を控除する。
- イ 償還回数は、1－(1)に掲げる償還回数の範囲内で借受人が設定する。
- ウ 一回当たりの償還額は、賦金率表(互・貸－9)を用いて算定する(1－(2)ア参照)。
- エ 育児休業、介護休業等により給料が支給されない場合は、次のいずれかにより手続きすること。
 - (ア) 償還を継続する場合、互助会福利担当に連絡すること。
 - (イ) 償還を猶予する場合、互・貸－10を参照すること。

(2) 臨 時 償 還 (貸付規程第8条第3項)

ア 全額償還

- (ア) 未償還元金は全額を償還することができる。
- (イ) 全額繰上償還申出書(様式第9号)(互・貸－31)を償還金振込予定月の10日まで提出すること。
- (ウ) 申出者は送付された振込用紙等により、納期限までに互助会口座に払込むこと。

イ 一部償還

- (ア) 未償還元金は一部を繰上げて償還することができる。
- (イ) 一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が設定する。
- (ウ) 一部繰上償還後の一回当たりの償還額は、賦金率表(互・貸－9)を用いて算定する。
- (エ) 一部繰上償還申出書(様式第10号)(互・貸－32)を償還金振込予定月の10日まで提出すること。
- (オ) 申出者は送付された振込用紙等により、納期限までに互助会口座に払込むこと。

※上記ア(ウ)、イ(オ)に係る振込手数料については、本人負担となる。

(3) 即 時 償 還 (貸付規程第7条第2項、第8条第4項)

次の各項に該当したとき又は貸付規程に違反したときは、未償還元利金の全額を即時に償還するものとする。

- ア 申込みの内容に偽りがあったことが認められたとき。
- イ 完了報告書を提出しないとき。(住宅資金貸付)
- ウ 貸付対象物件の所有権が他に移転したとき。
- エ 現職会員の資格を喪失したとき。

退職手当等が支給されるときは、理事長は借受人の所属する給与支給機関に対して、退職手当等からの未償還元利金の控除を依頼し、即時償還させるものとする。

なお、借受人の死亡に伴い、退職手当等から未償還元利金を控除しようとする場合には、当該退職手当等の受給権者である遺族の承諾書が必要となる。当該承諾書を給与支給機関に提出の上、控除を行うものとする。

また、退職手当等から控除してもなお未償還元利金があるとき又は退職手当等が支給されないときは、本会が別に送付する振込用紙等により、未償還元利金を払込むものとする。

(4) 別表 2-1 賦金率表 (平成 25 年 12 月 31 日までに貸し付けた住宅資金に適用)

月利 0.27%

償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率
1	0.0027000000	61	0.0178025547	121	0.0096988934	181	0.0069916930
2	0.05020259100	62	0.0175383934	122	0.0096316639	182	0.0069618951
3	0.03351349511	63	0.0172826374	123	0.0095655373	183	0.0069324294
4	0.02516897751	64	0.0170348926	124	0.0095004870	184	0.0069032904
5	0.02016229121	65	0.0167947894	125	0.0094364871	185	0.0068744728
6	0.01682452056	66	0.0165619804	126	0.0093735126	186	0.0068459714
7	0.01444041601	67	0.0163361389	127	0.0093115393	187	0.0068177812
8	0.01265235276	68	0.0161169576	128	0.0092505436	188	0.0067898972
9	0.01126165038	69	0.0159041469	129	0.0091905029	189	0.0067623145
10	0.01014910061	70	0.0156974338	130	0.0091313952	190	0.0067350283
11	0.00923884364	71	0.0154965607	131	0.0090731990	191	0.0067080341
12	0.00848030628	72	0.0153012841	132	0.0090158936	192	0.0066813272
13	0.00783847631	73	0.0151113741	133	0.0089594590	193	0.0066549032
14	0.00728834500	74	0.0149266132	134	0.0089038756	194	0.0066287577
15	0.00681157262	75	0.0147467954	135	0.0088491246	195	0.0066028864
16	0.00639440437	76	0.0145717255	136	0.0087951875	196	0.0065772852
17	0.00602632187	77	0.0144012185	137	0.0087420466	197	0.0065519498
18	0.00569914417	78	0.0142350990	138	0.0086896845	198	0.0065268763
19	0.00540641261	79	0.0140732004	139	0.0086380844	199	0.0065020607
20	0.00514296027	80	0.0139153643	140	0.0085872300	200	0.0064774992
21	0.00490460441	81	0.0137614404	141	0.0085371054	201	0.0064531879
22	0.00468792277	82	0.0136112854	142	0.0084876953	202	0.0064291232
23	0.00449008829	83	0.0134647631	143	0.0084389845	203	0.0064053013
24	0.00430874507	84	0.0133217438	144	0.0083909586	204	0.0063817188
25	0.00414191416	85	0.0131821039	145	0.0083436034	205	0.0063583721
26	0.00398792106	86	0.0130457255	146	0.0082969050	206	0.0063352578
27	0.00384533935	87	0.0129124961	147	0.0082508501	207	0.0063123725
28	0.00371294638	88	0.0127823083	148	0.0082054257	208	0.0062897129
29	0.00358968814	89	0.0126550597	149	0.0081606190	209	0.0062672757
30	0.00347465116	90	0.0125306522	150	0.0081164177	210	0.0062450579
31	0.00336703983	91	0.0124089922	151	0.0080728097	211	0.0062230562
32	0.00326615799	92	0.0122899901	152	0.0080297834	212	0.0062012676
33	0.00317139389	93	0.0121735601	153	0.0079873273	213	0.0061796891
34	0.00308220770	94	0.0120596202	154	0.0079454303	214	0.0061583178
35	0.00299812134	95	0.0119480917	155	0.0079040817	215	0.0061371507
36	0.00291870980	96	0.0118388993	156	0.0078632707	216	0.0061161851
37	0.00284359406	97	0.0117319707	157	0.0078229873	217	0.0060954181
38	0.00277243497	98	0.0116272366	158	0.0077832213	218	0.0060748470
39	0.00270492817	99	0.0115246306	159	0.0077439630	219	0.0060544691
40	0.00264079974	100	0.0114240887	160	0.0077052029	220	0.0060342818
41	0.00257980248	101	0.0113255496	161	0.0076669317	221	0.0060142825
42	0.00252171274	102	0.0112289545	162	0.0076291403	222	0.0059944686
43	0.00246632766	103	0.0111342468	163	0.0075918200	223	0.0059748377
44	0.00241346285	104	0.0110413719	164	0.0075549620	224	0.0059553873
45	0.00236295027	105	0.0109502775	165	0.0075185579	225	0.0059361150
46	0.00231463653	106	0.0108609132	166	0.0074825997	226	0.0059170184
47	0.00226838126	107	0.0107732306	167	0.0074470792	227	0.0058980952
48	0.00222405583	108	0.0106871828	168	0.0074119886	228	0.0058793431
49	0.00218154206	109	0.0106027249	169	0.0073773204	229	0.0058607599
50	0.00214073127	110	0.0105198136	170	0.0073430670	230	0.0058423434
51	0.00210152328	111	0.0104384070	171	0.0073092212	231	0.0058240914
52	0.00206382562	112	0.0103584648	172	0.0072757758	232	0.0058060017
53	0.00202755280	113	0.0102799482	173	0.0072427240	233	0.0057880724
54	0.00199262565	114	0.0102028196	174	0.0072100589	234	0.0057703013
55	0.00195897079	115	0.0101270428	175	0.0071777739	235	0.0057526863
56	0.00192652004	116	0.0100525829	176	0.0071458625	236	0.0057352256
57	0.00189521004	117	0.0099794061	177	0.0071143184	237	0.0057179172
58	0.00186498179	118	0.0099074797	178	0.0070831353	238	0.0057007591
59	0.00183578027	119	0.0098367723	179	0.0070523074	239	0.0056837495
60	0.00180755416	120	0.0097672533	180	0.0070218285	240	0.0056668864

(5) 別表 2-2 賦金率表 (平成 25 年 12 月 31 日までに貸し付けた住宅資金以外に適用)

月利 0.165%

償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率
1	1.0016500000	31	0.0331166971
2	0.5012378400	32	0.0321080278
3	0.3344339378	33	0.0311605038
4	0.2510321001	34	0.0302687297
5	0.2009910881	35	0.0294279272
6	0.1676304890	36	0.0286338484
7	0.1438015544	37	0.0278827051
8	0.1259299102	38	0.0271711076
9	0.1120297928	39	0.0264960139
10	0.1009097442	40	0.0258546862
11	0.0918115639	41	0.0252446538
12	0.0842297847	42	0.0246636814
13	0.0778144679	43	0.0241097415
14	0.0723156574	44	0.0235809910
15	0.0675500518	45	0.0230757505
16	0.0633801753	46	0.0225924869
17	0.0597008991	47	0.0221297974
18	0.0564304566	48	0.0216863960
19	0.0535042951	49	0.0212611019
20	0.0508707723	50	0.0208528286
21	0.0484880829	51	0.0204605749
22	0.0463220222	52	0.0200834166
23	0.0443443343	53	0.0197204992
24	0.0425314726	54	0.0193710316
25	0.0408636580	55	0.0190342802
26	0.0393241542	56	0.0187095637
27	0.0378987046	57	0.0183962487
28	0.0365750889	58	0.0180937454
29	0.0353427728	59	0.0178015042
30	0.0341926261	60	0.0175190120

(6) 別表 2-3 賦金率表 (令和 2 年 12 月 31 日まで貸し付けた貸付に適用)

月利 0.1050%

償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率
1	0.0010500000	61	0.0169326487	121	0.0088049090	181	0.0060693726
2	0.5007876377	62	0.0166681914	122	0.0087372236	182	0.0060390919
3	0.3340335782	63	0.0164121324	123	0.0086706404	183	0.0060091432
4	0.2506565944	64	0.0161640782	124	0.0086051326	184	0.0059795210
5	0.2006304408	65	0.0159236592	125	0.0085406743	185	0.0059502200
6	0.1672797023	66	0.0156905284	126	0.0084772407	186	0.0059212351
7	0.1434577725	67	0.0154643595	127	0.0084148074	187	0.0058925612
8	0.1255913481	68	0.0152448453	128	0.0083533511	188	0.0058641932
9	0.1116952607	69	0.0150316965	129	0.0082928491	189	0.0058361265
10	0.1005784091	70	0.0148246403	130	0.0082332792	190	0.0058083561
11	0.0914828199	71	0.0146234192	131	0.0081746202	191	0.0057808775
12	0.0839031776	72	0.0144277902	132	0.0081168514	192	0.0057536861
13	0.0774896482	73	0.0142375234	133	0.0080599527	193	0.0057267773
14	0.0719923504	74	0.0140524014	134	0.0080039045	194	0.0057001470
15	0.0672280379	75	0.0138722184	135	0.0079486881	195	0.0056737907
16	0.0630592760	76	0.0136967795	136	0.0078942850	196	0.0056477043
17	0.0593809674	77	0.0135258999	137	0.0078406775	197	0.0056218836
18	0.0561113700	78	0.0133594041	138	0.0077878482	198	0.0055963247
19	0.0531859504	79	0.0131971257	139	0.0077357803	199	0.0055710236
20	0.0505530819	80	0.0130389066	140	0.0076844576	200	0.0055459764
21	0.0481709716	81	0.0128845964	141	0.0076338642	201	0.0055211794
22	0.0460054251	82	0.0127340521	142	0.0075839846	202	0.0054966287
23	0.0440281950	83	0.0125871376	143	0.0075348040	203	0.0054723209
24	0.0422157417	84	0.0124437233	144	0.0074863077	204	0.0054482522
25	0.0405482920	85	0.0123036855	145	0.0074384815	205	0.0054244193
26	0.0390091147	86	0.0121669066	146	0.0073913118	206	0.0054008186
27	0.0375839574	87	0.0120332741	147	0.0073447851	207	0.0053774469
28	0.0362606035	88	0.0119026808	148	0.0072988883	208	0.0053543007
29	0.0350285218	89	0.0117750243	149	0.0072536089	209	0.0053313769
30	0.0338785850	90	0.0116502066	150	0.0072089344	210	0.0053086724
31	0.0328028436	91	0.0115281342	151	0.0071648528	211	0.0052861838
32	0.0317943418	92	0.0114087175	152	0.0071213525	212	0.0052639084
33	0.0308469668	93	0.0112918709	153	0.0070784220	213	0.0052418429
34	0.0299553252	94	0.0111775123	154	0.0070360502	214	0.0052199845
35	0.0291146398	95	0.0110655632	155	0.0069942263	215	0.0051983303
36	0.0283206642	96	0.0109559483	156	0.0069529398	216	0.0051768774
37	0.0275696112	97	0.0108485954	157	0.0069121804	217	0.0051556231
38	0.0268580922	98	0.0107434353	158	0.0068719381	218	0.0051345646
39	0.0261830660	99	0.0106404014	159	0.0068322032	219	0.0051136993
40	0.0255417957	100	0.0105394301	160	0.0067929661	220	0.0050930245
41	0.0249318113	101	0.0104404600	161	0.0067542175	221	0.0050725376
42	0.0243508782	102	0.0103434323	162	0.0067159485	222	0.0050522361
43	0.0237969695	103	0.0102482904	163	0.0066781501	223	0.0050321175
44	0.0232682427	104	0.0101549799	164	0.0066408138	224	0.0050121793
45	0.0227630189	105	0.0100634485	165	0.0066039312	225	0.0049924192
46	0.0222797654	106	0.0099736459	166	0.0065674940	226	0.0049728348
47	0.0218170797	107	0.0098855235	167	0.0065314943	227	0.0049534237
48	0.0213736764	108	0.0097990347	168	0.0064959243	228	0.0049341837
49	0.0209483750	109	0.0097141345	169	0.0064607763	229	0.0049151125
50	0.0205400893	110	0.0096307797	170	0.0064260429	230	0.0048962080
51	0.0201478184	111	0.0095489284	171	0.0063917168	231	0.0048774679
52	0.0197706384	112	0.0094685403	172	0.0063577909	232	0.0048588902
53	0.0194076950	113	0.0093895767	173	0.0063242583	233	0.0048404727
54	0.0190581974	114	0.0093120000	174	0.0062911121	234	0.0048222134
55	0.0187214122	115	0.0092357741	175	0.0062583459	235	0.0048041103
56	0.0183966582	116	0.0091608640	176	0.0062259529	236	0.0047861613
57	0.0180833024	117	0.0090872360	177	0.0061939271	237	0.0047683646
58	0.0177807551	118	0.0090148574	178	0.0061622621	238	0.0047507183
59	0.0174884667	119	0.0089436969	179	0.0061309520	239	0.0047332203
60	0.0172059244	120	0.0088737239	180	0.0060999907	240	0.0047158690

(7) 別表 2-4 賦金率表 (令和 3 年 12 月 31 日までに貸し付けた貸付に適用)

月利 0.0825%

償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率
1	0.0008250000	61	0.0168161623	121	0.0086872304	181	0.0059498986
2	0.5006188350	62	0.0165516995	122	0.0086195177	182	0.0059195864
3	0.3338834845	63	0.0162956342	123	0.0085529068	183	0.0058896060
4	0.2505158376	64	0.0160475728	124	0.0084873713	184	0.0058599521
5	0.2004952721	65	0.0158071457	125	0.0084228852	185	0.0058306194
6	0.1671482474	66	0.0155740060	126	0.0083594236	186	0.0058016027
7	0.1433289602	67	0.0153478274	127	0.0082969623	187	0.0057728970
8	0.1254645090	68	0.0151283028	128	0.0082354779	188	0.0057444972
9	0.1115699484	69	0.0149151428	129	0.0081749475	189	0.0057163986
10	0.1004543113	70	0.0147080748	130	0.0081153493	190	0.0056885964
11	0.0913597094	71	0.0145068412	131	0.0080566619	191	0.0056610858
12	0.0837808840	72	0.0143111991	132	0.0079988645	192	0.0056338624
13	0.0773680404	73	0.0141209186	133	0.0079419370	193	0.0056069218
14	0.0718713254	74	0.0139357823	134	0.0078858601	194	0.0055802594
15	0.0671075133	75	0.0137555845	135	0.0078306148	195	0.0055538711
16	0.0629391848	76	0.0135801302	136	0.0077761828	196	0.0055277526
17	0.0592612546	77	0.0134092346	137	0.0077225462	197	0.0055018998
18	0.0559919896	78	0.0132427225	138	0.0076696878	198	0.0054763088
19	0.0530668637	79	0.0130804273	139	0.0076175908	199	0.0054509755
20	0.0504342561	80	0.0129221908	140	0.0075662388	200	0.0054258962
21	0.0480523784	81	0.0127678629	141	0.0075156160	201	0.0054010669
22	0.0458870402	82	0.0126173004	142	0.0074657070	202	0.0053764840
23	0.0439099972	83	0.0124703673	143	0.0074164968	203	0.0053521439
24	0.0420977125	84	0.0123269340	144	0.0073679708	204	0.0053280430
25	0.0404304151	85	0.0121868769	145	0.0073201150	205	0.0053041777
26	0.0388913757	86	0.0120500782	146	0.0072729155	206	0.0052805447
27	0.0374663435	87	0.0119164257	147	0.0072263590	207	0.0052571406
28	0.0361431033	88	0.0117858120	148	0.0071804324	208	0.0052339621
29	0.0349111250	89	0.0116581347	149	0.0071351230	209	0.0052110059
30	0.0337612823	90	0.0115332959	150	0.0070904184	210	0.0051882689
31	0.0326856267	91	0.0114112021	151	0.0070463068	211	0.0051657479
32	0.0316772031	92	0.0112917638	152	0.0070027763	212	0.0051434399
33	0.0307298995	93	0.0111748952	153	0.0069598155	213	0.0051213419
34	0.0298383230	94	0.0110605144	154	0.0069174134	214	0.0050994510
35	0.0289976970	95	0.0109485428	155	0.0068755592	215	0.0050777643
36	0.0282037755	96	0.0108389051	156	0.0068342423	216	0.0050562788
37	0.0274527718	97	0.0107315292	157	0.0067934525	217	0.0050349919
38	0.0267412976	98	0.0106263458	158	0.0067531797	218	0.0050139008
39	0.0260663122	99	0.0105232884	159	0.0067134141	219	0.0049930029
40	0.0254250789	100	0.0104222933	160	0.0066741464	220	0.0049722954
41	0.0248151280	101	0.0103232993	161	0.0066353672	221	0.0049517759
42	0.0242342250	102	0.0102262474	162	0.0065970674	222	0.0049314417
43	0.0236803435	103	0.0101310811	163	0.0065592382	223	0.0049112904
44	0.0231516410	104	0.0100377460	164	0.0065218711	224	0.0048913195
45	0.0226464389	105	0.0099461898	165	0.0064849576	225	0.0048715267
46	0.0221632045	106	0.0098563622	166	0.0064484895	226	0.0048519095
47	0.0217005357	107	0.0097682146	167	0.0064124588	227	0.0048324656
48	0.0212571472	108	0.0096817005	168	0.0063768577	228	0.0048131928
49	0.0208318585	109	0.0095967748	169	0.0063416787	229	0.0047940888
50	0.0204235836	110	0.0095133942	170	0.0063069141	230	0.0047751514
51	0.0200313216	111	0.0094315170	171	0.0062725569	231	0.0047563785
52	0.0196541489	112	0.0093511029	172	0.0062385997	232	0.0047377679
53	0.0192912112	113	0.0092721131	173	0.0062050359	233	0.0047193175
54	0.0189417178	114	0.0091945101	174	0.0061718584	234	0.0047010253
55	0.0186049353	115	0.0091182576	175	0.0061390608	235	0.0046828893
56	0.0182801827	116	0.0090433209	176	0.0061066365	236	0.0046649074
57	0.0179668270	117	0.0089696660	177	0.0060745792	237	0.0046470778
58	0.0176642786	118	0.0088972606	178	0.0060428828	238	0.0046293985
59	0.0173719880	119	0.0088260729	179	0.0060115411	239	0.0046118676
60	0.0170894423	120	0.0087560727	180	0.0059805483	240	0.0045944832

(8) 別表 2－5 賦金率表

月利 0.0750%

償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率	償還 回数	賦金率
1	0.0007500000	61	0.0167774476	121	0.0086482306	181	0.0059104120
2	0.5005625703	62	0.0165129849	122	0.0085805105	182	0.0058800911
3	0.3338334583	63	0.0162569194	123	0.0085138923	183	0.0058501020
4	0.2504689257	64	0.0160088574	124	0.0084483494	184	0.0058204394
5	0.2004502249	65	0.0157684295	125	0.0083838559	185	0.0057910980
6	0.1671044400	66	0.0155352887	126	0.0083203869	186	0.0057620726
7	0.1432860356	67	0.0153091088	127	0.0082579181	187	0.0057333582
8	0.1254222440	68	0.0150895825	128	0.0081964262	188	0.0057049496
9	0.1115281943	69	0.0148764207	129	0.0081358883	189	0.0056768423
10	0.1004129639	70	0.0146693506	130	0.0080762824	190	0.0056490312
11	0.0913186930	71	0.0144681148	131	0.0080175874	191	0.0056215119
12	0.0837401417	72	0.0142724701	132	0.0079597823	192	0.0055942797
13	0.0773275286	73	0.0140821869	133	0.0079028472	193	0.0055673302
14	0.0718310098	74	0.0138970477	134	0.0078467626	194	0.0055406591
15	0.0670673664	75	0.0137168468	135	0.0077915095	195	0.0055142619
16	0.0628991843	76	0.0135413893	136	0.0077370697	196	0.0054881346
17	0.0592213821	77	0.0133704903	137	0.0076834253	197	0.0054622730
18	0.0559522297	78	0.0132039746	138	0.0076305590	198	0.0054366731
19	0.0530272036	79	0.0130416756	139	0.0075784541	199	0.0054113310
20	0.0503946848	80	0.0128834353	140	0.0075270942	200	0.0053862427
21	0.0480128865	81	0.0127291033	141	0.0074764635	201	0.0053614046
22	0.0458476196	82	0.0125785366	142	0.0074265465	202	0.0053368128
23	0.0438706409	83	0.0124315992	143	0.0073773284	203	0.0053124638
24	0.0420584143	84	0.0122881614	144	0.0073287944	204	0.0052883540
25	0.0403911696	85	0.0121480997	145	0.0072809306	205	0.0052644798
26	0.0388521780	86	0.0120112964	146	0.0072337231	206	0.0052408379
27	0.0374271893	87	0.0118776390	147	0.0071871584	207	0.0052174248
28	0.0361039889	88	0.0117470203	148	0.0071412237	208	0.0051942374
29	0.0348720469	89	0.0116193380	149	0.0070959062	209	0.0051712722
30	0.0337222375	90	0.0114944941	150	0.0070511935	210	0.0051485263
31	0.0326466123	91	0.0113723950	151	0.0070070737	211	0.0051259963
32	0.0316382167	92	0.0112529513	152	0.0069635350	212	0.0051036794
33	0.0306909388	93	0.0111360773	153	0.0069205660	213	0.0050815724
34	0.0297993859	94	0.0110216910	154	0.0068781557	214	0.0050596725
35	0.0289587815	95	0.0109097137	155	0.0068362932	215	0.0050379767
36	0.0281648800	96	0.0108000704	156	0.0067949680	216	0.0050164823
37	0.0274138946	97	0.0106926886	157	0.0067541699	217	0.0049951864
38	0.0267024372	98	0.0105874993	158	0.0067138888	218	0.0049740863
39	0.0260274672	99	0.0104844360	159	0.0066741149	219	0.0049531793
40	0.0253862481	100	0.0103834348	160	0.0066348388	220	0.0049324628
41	0.0247763102	101	0.0102844347	161	0.0065960512	221	0.0049119343
42	0.0241954192	102	0.0101873766	162	0.0065577431	222	0.0048915910
43	0.0236415486	103	0.0100922040	163	0.0065199055	223	0.0048714307
44	0.0231128561	104	0.0099988626	164	0.0064825300	224	0.0048514507
45	0.0226076631	105	0.0099073000	165	0.0064456080	225	0.0048316488
46	0.0221244370	106	0.0098174659	166	0.0064091315	226	0.0048120226
47	0.0216617757	107	0.0097293118	167	0.0063730923	227	0.0047925696
48	0.0212183940	108	0.0096427911	168	0.0063374828	228	0.0047732877
49	0.0207931113	109	0.0095578588	169	0.0063022952	229	0.0047541747
50	0.0203848419	110	0.0094744715	170	0.0062675222	230	0.0047352282
51	0.0199925848	111	0.0093925875	171	0.0062331564	231	0.0047164462
52	0.0196154164	112	0.0093121666	172	0.0061991907	232	0.0046978265
53	0.0192524825	113	0.0092331699	173	0.0061656182	233	0.0046793670
54	0.0189029923	114	0.0091555600	174	0.0061324322	234	0.0046610657
55	0.0185662126	115	0.0090793006	175	0.0060996260	235	0.0046429205
56	0.0182414624	116	0.0090043568	176	0.0060671931	236	0.0046249295
57	0.0179281086	117	0.0089306949	177	0.0060351272	237	0.0046070907
58	0.0176255617	118	0.0088582823	178	0.0060034222	238	0.0045894023
59	0.0173332722	119	0.0087870875	179	0.0059720719	239	0.0045718622
60	0.0170507272	120	0.0087170801	180	0.0059410704	240	0.0045544687

5 償 還 の 猶 予（貸付規程第9条）

(1) 猶 予 要 件

借受人が次の各号の左欄の事由に該当し、当該者から償還猶予の申請があったときは、審査のうえ、右欄の期間の範囲内において償還期限を延期する。

事 由	猶予期間
1 住宅貸付の対象となった住宅又は住宅の敷地が水震火災、その他の非常災害により損害を受けたとき。	申出のあった日の属する月の翌月から12月
2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）に基づき育児休業の承認を受けたとき。	左欄により育児休業の承認を受けている期間
3 育児介護休業法、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月山形県条例第64号）、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月山形県条例第93号）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月山形県条例第94号）及び会員が適用を受ける就業規則その他これに準ずるものに基づき介護休業又は介護休暇をしたとき。	左欄により介護休業又は介護休暇の承認を受けている期間
4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定する事由に該当し、同項に規定する休職の処分又はこれに相当する処分を受け、かつ給料の全部が支給されないとき。	同法の疾病による無給休職の期間。ただし、地方公務員等共済組合法第68条の規定による傷病手当金及び同法第54条に基づく公立学校共済組合定款第26条の規定による傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く。
5 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けたとき。	同法による配偶者同行休業の承認期間

(2) 提 出 書 類

「償還猶予（延期）申請書」（貸付規程第11号様式）（互・貸－33）

猶予を受けようとする月の前月末日（土日祝を除く）まで提出すること。

第2章 貸付金借受申込み

1 留意事項

(1) 生活資金貸付（貸付規程第14条～第16条）

ア 貸付金額

100万円限度（10万円単位）

イ 償還回数

60回以内

ウ 申込事由

会員が日常生活を営む上で臨時に資金を必要とするとき。

申込事由には「生活資金のため」と記載すること。

エ 提出書類

(ア) 「生活資金貸付申込書」（貸付規程第2号様式）（互・貸－20）

(イ) 「借用証書」（貸付規程第1号様式）（互・貸－19）

(ウ) 「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」（第12号様式）（互・貸－36）

(2) 入学資金貸付（貸付規程第17条～第19条）

ア 貸付金額

200万円限度（10万円単位）

イ 償還回数

60回以内

ウ 申込事由

会員の子、孫又は弟妹が、高校、大学（大学院を含む）、専門学校、専修学校等の入学又は就学に資金を必要とするとき。

申込事由は具体的に記載すること。

エ 提出書類

(ア) 「入学資金貸付申込書」（貸付規程第3号様式）（互・貸－21）

(イ) 「借用証書」（貸付規程第1号様式）（互・貸－19）

(ウ) 「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」（第12号様式）（互・貸－36）

(エ) 「入学許可書の写し」又は「合格通知書の写し」（発行日より3か月以内のもの）

※外国の教育機関にかかる証明書には、日本語の翻訳文を添付すること。

※外国の教育機関に入学（就学または受講）する場合、入学（就学または受講）する課程の修業年限が3年以上であり、かつ正規の教育課程の修業年限が1年以上であること。

(3) 住宅資金貸付（貸付規程第20条～第29条）

ア 貸付金額

1,000万円限度（10万円単位）

※ただし、申込時において、5年後の退職一時金に200万円を加算した額が1,000万円を下回る

場合は、その額を限度とする。

※住宅の購入金額を上回る貸付はできないことから、申込金額には留意すること。

イ 償 還 回 数

240 回以内

ウ 申 込 事 由

- (ア) 会員が、自己の住居に供する目的で住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入、又は住宅の敷地の購入、借入若しくは補修に資金を必要とするとき。
- (イ) 車庫の建築、外溝工事、住居の補修、改修等、住居に関する工事等の貸付申込みは、全て住宅資金貸付での取扱いとする。
- (ウ) 申込事由は具体的に記載すること。

エ 提 出 書 類

〈注意〉

- ・ 住宅資金申込の際は、互助会福利担当へ事前連絡の上、申込むこと。
- ・ 申込後に提出書類の不備がある場合は審査及び送金までに時間を要することから、資金が必要な期日まで余裕をもって申込むこと。

- (ア) 「住宅資金貸付申込書」(貸付規程第4-1号様式)(互・貸-22)
- (イ) 「借用証書」(貸付規程第1号様式)(互・貸-19)
- (ウ) 「住宅資金貸付調書」(貸付規程第4-2号様式)(互・貸-23)
- (エ) 「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」(第12号様式)(互・貸-36)
- (オ) 添付書類

申込事由	必 要 書 類 (添 付 書 類)	
土地付住宅 (マンションを含む。)	新築物件 購入	① 売買契約書(写し) ② 敷地の登記事項証明書(発行日より3か月以内のもの) ③ 建築確認済証(写し) ④ 住宅の平面図
	中古物件 購入	① 売買契約書(写し) ② 敷地の登記事項証明書(発行日より3か月以内のもの) ③ 住宅の登記事項証明書(発行日より3か月以内のもの) ④ 住宅の平面図
住 宅	新 築	① 工事請負契約書(写し)又は工事費用見積書(写し) ② 敷地の登記事項証明書(発行日より3か月以内のもの) ③ 宅地所有者の同意書(借地の場合のみ) ④ 建築確認済証(写し) ⑤ 住宅の平面図
	増 築 改 築 移 築	① 工事請負契約書(写し)又は工事費用見積書(写し) ② 敷地の登記事項証明書(発行日より3か月以内のもの) ③ 住宅の登記事項証明書(発行日より3か月以内のもの) ④ 宅地所有者の同意書(借地の場合のみ) ⑤ 建築確認済証(写し) ⑥ 住宅の平面図

申込事由	必 要 書 類 （ 添 付 書 類 ）	
住 宅	購 入	① 売買契約書（写し） ② 敷地の登記事項証明書（発行日より3か月以内のもの） ③ 宅地所有者の同意書（借地の場合のみ） ④ 住宅の登記事項証明書（新築中で未登記の場合は建築確認済証（写し）） ⑤ 住宅の平面図
	修 理	① 工事請負契約書（写し）又は工事費用見積書（写し） ② 住宅の登記事項証明書（発行日より3か月以内のもの） ③ 宅地所有者の同意書（借地の場合のみ） ④ 修理箇所の図面又は写真
	借入れ	① 賃貸借契約書（写し） ② 住宅の平面図
敷 地	購 入	① 売買契約書（写し） ② 敷地の登記事項証明書（発行日より3か月以内のもの） ③ 住宅新築工事に係る誓約書（貸付規程第4－6号様式）（互・貸－27）
	借入れ	① 賃貸借契約書（写し） ② 住宅新築工事に係る誓約書（貸付規程第4－6号様式）（互・貸－27）
	補 修	① 工事請負契約書（写し）又は工事費用見積書（写し） ② 補修箇所の図面又は写真 ③ 敷地の登記事項証明書（発行日より3か月以内のもの） ④ 宅地所有者の同意書（借地の場合のみ）

※その他実情に応じ、上記一覧表にない添付書類の提出を求めることもある。

※登記事項証明書は、一般財団法人民事法務協会の登記情報提供サービスで発行した登記情報で代替することができる

※建築確認通知を要しない地域に住宅を建築するときは、建築確認済証に代えて、建築基準法第15条に基づく建築工事届（受理印のあるもの）の写しを添付すること。

※住宅に係る改築及び10㎡以内の増築のときは、建築確認済証の写しは不要となる（発行されないため）。

オ 借受後の手続き

(ア) 完了報告

- a 住宅の新築等が完了したときは、ただちに（貸付金の交付を受けた後、6か月以内に）工事完了報告書（貸付規程第4－5号様式）（互・貸－26）に不動産登記事項証明書、完了したことを証明する書類のうちいずれかを添付し提出すること。
- b 同一物件に対し共同で同時に貸付を受けたときは、一人だけ必要書類を添付し、その他の借受人は添付書類を省略できる。この場合、共同借受人全員の工事完了報告書の余白等に、共同借受人の所属所・氏名を記入すること。
- c 完了報告は、貸付金が目的どおり使われていることを報告するものであるから、提出されないときは、その時点で貸付未償還元利金の即時償還を求めることとなるので十分注意すること。（互・貸－4参照）

(イ) 計画変更申請

貸付金の交付を受けた後、申込時における計画を変更したときは、住宅資金計画変更申請書（貸付規程第4－3号様式）（互・貸－24）を理事長に提出し、その承認を受けること。

(ロ) 計画遅延報告

貸付金の交付を受けた後、6か月以内に住宅の新築買収又は宅地の買収が完了しないときは、住宅資金計画遅延申請書（貸付規程第4－4号様式）（互・貸－25）を理事長に提出し、その承認を受けること。

(エ) 住宅建築報告

住宅の敷地の購入又は借入れを申込事由として貸付金の交付を受けたときは、5年以内に当該敷地に住宅を建築し、ただちにその旨を住宅建築報告書（貸付規程第4－7号様式）（互・貸－28）に不動産登記事項証明書、住宅建築が完了したことを証明する書類のうち、いずれかを添付し提出すること。

※ 住宅建築報告は、貸付金が目的どおり使われていることを報告するものであるから、提出されないときは、その時点で貸付未償還元利金の即時償還を求めることとなるので十分注意すること。（互・貸－4参照）

カ その他の必要書類

敷地の所有者と建築主又は売主が異なるときは、前記の書類の他、物件の取得等を確認するための書類を添付すること。

主なものは次のとおり。

(ア) 住宅の新築、増改築又は移築のとき

- a 敷地の登記上の名義人が同居者又は共有名義者以外のときは同意書（様式自由）
- b 未登記の際は、申込人が物件を管理していることを証明する書類（納税証明書又は固定資産課税台帳の写し）

(イ) 住宅、敷地の購入（マンションを含む）のとき

売主と登記事項証明書及び建築確認済証との名義が異なるときで、転売のため登記の中間省略をしているときは、登記事項証明書及び建築確認済証の名義人と売主との間の売買契約書の写し、又はそれに類する書類

(ロ) 持ち家を買換えるとき

土地購入・住宅移転新築のための理由書及び従前の持ち家の売買契約書の写し、又は従前の持ち家を処分する旨の確約書

(エ) 仮換地及び保留地を購入するとき

登記事項証明書に代えて、当該物件の「地番・面積・所有権移転登記の時期並びに登記事項証明書を提出できない理由」等を記載した土地区画整理法に基づく施行者が発行した証明書

キ 省略できる添付書類

(ア) 夫婦等同一世帯の2人以上の会員が同一物件について同時に貸付を申込むとき

住宅資金貸付申込書、借用証書、貸付調書、貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書はそれぞれ必要であるが、その他の添付書類は1セットだけでよい。この場合、共同申込者全員の貸付申込書の余白等に共同申込者の所属所・氏名を記入すること。

- (イ) 中高層共同住宅（マンション）を購入する場合で、土地が居住者の共有名義のとき、敷地の登記事項証明書
- (ロ) 住宅の新築、増築、改築又は移築若しくは購入の場合で、敷地の名義人が建物の名義人と共有者又は同居者であるときは、敷地の名義人の同意書
- (ハ) 住宅の修理又は住宅の敷地の補修の場合で、当該物件の名義人が、会員との同居者であるときは、名義人の同意書
- (ニ) 地方公共団体・公団・公社等から物件を購入するときは、申込書・借用証書の他、売買契約書の写しとパンフレットの当該部分の写しだけでよい。

(4) 研修旅行資金貸付（貸付規程第 33 条～第 35 条）

ア 貸付金額

200 万円限度（10 万円単位）

イ 償還回数

60 回以内

ウ 申込事由

会員が、理事長が特に認めた研修旅行（職務上、必要な研修旅行等）に参加するために、資金を必要とするとき。

申込事由は具体的に記載すること。

エ 提出書類

- (ア) 「研修旅行資金貸付申込書」（貸付規程第 5 号様式）（互・貸－29）
- (イ) 「借用証書」（貸付規程第 1 号様式）（互・貸－19）
- (ロ) 「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」（第 12 号様式）（互・貸－36）
- (ハ) 旅行行程表

(5) 自動車資金貸付（貸付規程第 30 条～第 32 条）

ア 貸付金額

200 万円限度（10 万円単位）

イ 償還回数

60 回以内

ウ 申込事由

会員が自己の利用に供する目的で自動車の購入に資金を必要とするとき。

申込事由には「自動車購入のため」と記載すること。

エ 提出書類

- (ア) 「自動車資金貸付申込書」（貸付規程第 6 号様式）（互・貸－30）
- (イ) 「借用証書」（貸付規程第 1 号様式）（互・貸－19）
- (ロ) 「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」（第 12 号様式）（互・貸－36）
- (ハ) 自動車の売買契約書（発注書、注文書）の写し（契約者が会員本人であるもの、本人印または本人署名があるもの）

※ 自動車の登録名義人は必ず会員本人であること。

※ 自動車の購入金額（現金支払額）を上回る貸付けはできないことから、申込金額には留意する

こと。なお、ローン返済による貸付は不可。

※ 残価設定型ローン又は残価型クレジット（名称は販売店によって異なる。）を利用し、残価（最終支払金）を一括で支払い自動車を購入する場合は、自動車資金貸付の対象となる。その場合の提出書類については、事前に互助会福利担当に確認すること。

(6) 物品購入資金貸付（貸付規程第 36 条～第 38 条）

ア 貸付金額

200 万円限度（10 万円単位）

イ 償還回数

60 回以内

ウ 申込事由

会員が日常生活を営む上で特に必要とする物品等の購入に資金を必要とするとき。

申込事由は具体的に記載すること。

エ 提出書類

(ア) 「物品購入資金貸付申込書」（貸付規程第 8 号様式）（互・貸－32）

(イ) 「借用証書」（貸付規程第 1 号様式）（互・貸－19）

(ウ) 「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」（第 12 号様式）（互・貸－36）

(エ) 申込時には物品購入に係る見積書の写し。なお、購入完了後にただちに領収書の写しを提出すること。

※ 物品等の購入金額を上回る貸付けはできないことから、申込金額には留意すること。

(7) 教育資金貸付（貸付規程第 39 条～第 41 条）

ア 貸付金額

200 万円限度（10 万円単位）

イ 償還回数

60 回以内

ウ 申込事由

会員の子、孫又は弟妹が、高校、大学（大学院を含む）、専門学校、専修学校等の在学中に資金を必要とするとき。

申込事由は具体的に記載すること。

エ 提出書類

(ア) 「教育資金貸付申込書」（貸付規程第 7 号様式）（互・貸－31）

(イ) 「借用証書」（貸付規程第 1 号様式）（互・貸－19）

(ウ) 「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」（第 12 号様式）（互・貸－36）

(エ) 在学証明書（原本）（発行日より 3 か月以内のもの）

※外国の教育機関にかかる証明書には、日本語の翻訳文を添付すること。

※外国の教育機関に在学する場合、入学（修学または受講）する課程の修業年限が 3 月以上であり、かつ正規の教育課程の修業年限が 1 年以上であること。

2 申込期日と貸付日

随時、受理した貸付申込みについて、申込書等を審査し何等問題等がないときのみ貸付ける。

3 貸付保険（貸付規程第5条）

（1）貸付保険制度の内容

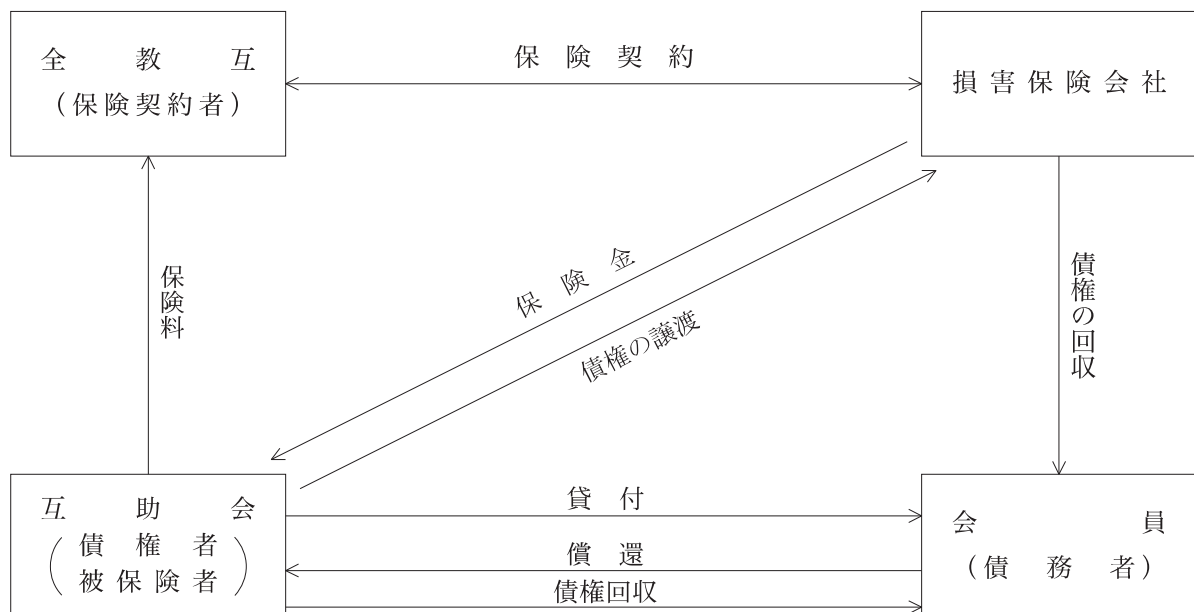
一般資金貸付保険及び住宅資金貸付保険（以下「貸付保険」という。）は、全国教職員互助団体協議会（以下「全教互」という。）が、全教互を保険契約者、各互助団体を被保険者として一括とりまとめ、損害保険会社との間に団体契約を結び、借受人が不測の事故等によって債務を履行できなくなったとき、各互助団体の被る損害（未償還元利金）を損害保険会社が補填する従来の連帯保証人に代わる債務保証の制度である。

したがって、その際の各互助団体の債権は、損害保険会社に譲渡することになるので、借受人は、その債務不履行について免責されるものではない。

（2）貸付保険料

本会が負担する。

（3）保険のしくみ



貸付規程 様式一覧

様式番号	様式の名称
第1号様式	借用証書
第2号様式	生活資金貸付申込書
第3号様式	入学資金貸付申込書
第4-1号様式	住宅資金貸付申込書
第4-2号様式	住宅資金貸付調書
第4-3号様式	住宅資金計画変更申請書
第4-4号様式	住宅資金計画遅延申請書
第4-5号様式	工事完了報告書
第4-6号様式	住宅新築工事に係る誓約書
第4-7号様式	住宅建築報告書
第5号様式	研修旅行資金貸付申込書
第6号様式	自動車資金貸付申込書
第7号様式	教育資金貸付申込書
第8号様式	物品購入資金貸付申込書
第9号様式	全額繰上償還申出書
第10号様式	一部繰上償還申出書
第11号様式	償還猶予（延期）申請書
第12号様式	貸付保険に係る個人情報の取扱に関する同意書



生活資金

入学資金

教育資金

住宅資金

研修旅行資金

自動車資金

物品購入資金

借用証書

借入金額	百万				千				円

※借入金額の頭部に「¥」マークをご記入ください。

上記金額を、一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程の定めを承知の上、下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金及び手数料は、一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程第10条及び第11条の規定により償還します。
- 借受人が一時に償還しなければならない事態を生じたときは、一般財団法人山形県教職員互助会から支給される給付金等、又は退職手当金を償還金に充当することを承諾します。

※ 貸付決定日（送金日） 年 月 日

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

借 受 人	所属所名	(TEL) - -		
	自宅住所	(TEL) - -		
	職 名	フリガナ		満 歳
		氏 名	(印)	

注意 (1) 申込人は全て自書すること。(ゴム印は使用しないこと。)

(2) 訂正印不可



生活資金貸付申込書

会 員 番 号	種 別	貸 付 番 号	貸 付 決 定 金 額	未 償 還 元 金	償 還 回 数
	1		0 0 0 0 0 0 0		

申 込 金 額	償 還 方 法	申 込 事 由
百万 十万 万 万円	償還回数 1回当たりの償還額 回 , 円	新規申込 借替申込

一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程に基づいて、一般資金貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借受けたいので申込みます。

年 月 日

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

申 込 人	所 属 所 名	(TEL) - -		
	自 宅 住 所	〒 - (TEL) - -		
	職 名	フリガナ		満 歳
		氏 名	印	

上記の記載は、事実に相違ないことを証明します。

年 月 日

所 属 所 名

所属所長名

印

- 注意 (1) 太枠内は漏れなく記入すること。
(2) 申込人は自書すること。
(3) 所属所長の印章は公印とすること。

- (4) 「借用証書」・「貸付保険に係る個人情報の取扱に関する同意書」を併せて提出すること。
(5) 山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入があるときは、下表を必ず記入すること。

山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入状況

※給料月額

円

借入機関（互助会・公立学校共済組合）	貸 付 種 別	当月末借入金残高	毎 月 償 還	ボーナス償還
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円



貸付規程
第3号様式

入 学 資 金 貸 付 申 込 書

会 員 番 号	種 別	貸 付 番 号	貸 付 決 定 金 額	未 償 還 元 金	償 還 回 数
	2		0 0 0 0 0	0	
申 込 金 額	償 還 方 法		申 込 事 由 (具体的に記入のこと。)		
百万 十万 万 万円	償 還 回 数	1 回 当 た り の 償 還 額	新規申込		
	回	円	借替申込		
対 象 者 氏 名		入 学 又 は 就 学 す る 学 校 名			
(会員との続柄)					
一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程に基づいて、一般資金貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借受けたいので申込みます。					
年 月 日					
一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿					
申 込 人	所 属 所 名	(TEL) - -			
	自 宅 住 所	(TEL) - -			
	職 名	フリガナ			
	氏 名	印			満 歳
上記の記載は、事実に相違ないことを証明します。					
年 月 日					
所 属 所 名					
所 属 所 長 名 印					

- 注意 (1) 太枠内は漏れなく記入すること。 (2) 申込人は自書すること。 (3) 所属所長の印章は公印とすること。 (4) 「借用証書」・「貸付保険に係る個人情報の取扱に関する同意書」・「入学許可書の写し」又は「合格通知書の写し」を併せて提出すること。 (5) 山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入があるときは、下表を必ず記入すること。

山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入状況

※給料月額 円

借入機関 (互助会・公立学校共済組合)	貸 付 種 別	当月未借入金残高	毎 月 償 還	ボーナス償還
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円



貸付規程
第4-1号様式

住宅資金貸付申込書

会員番号	種別	貸付番号	貸付決定金額	未償還元金	償還回数
	4		000000		

申込金額	償還方法	申込事由（具体的に記入のこと。）
千万 百万 十万 万 万円	償還回数 1回当たりの償還額 回 , 円	新規申込 借替申込

一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程に基づいて、住宅資金貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借受けたいので申込みます。

年 月 日

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

申込人	所属所名	(TEL) - -		
	自宅住所	(TEL) - -		
	職名	フリガナ		
	氏名			満 歳

上記の記載は、事実に相違ないことを証明します。

年 月 日

所属所名

所属所長名

- 注意 (1) 太枠内は漏れなく記入すること。
(2) 申込人は自書すること。
(3) 所属所長の印章は公印とすること。

- (4) 「借用証書」・「貸付保険に係る個人情報の取扱に関する同意書」・「住宅資金貸付調書」・その他添付書類を併せて提出すること。
(5) 山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入があるときは、下表を必ず記入すること。

山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入状況

※給料月額

円

借入機関（互助会・公立学校共済組合）	貸付種別	当月末借入金残高	毎月償還	ボーナス償還
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円



貸付規程
第4-2号様式

住宅資金貸付調書

現住居の状況	自宅 公営住宅 借家 間借 下宿 その他……																								
	平方米		室		畳		建築後 年																		
資金計画	<table> <tr> <td>貸付申込金</td> <td>,</td> <td>円</td> <td>その他金融機関等からの借入金</td> <td>,</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>共済組合申込金</td> <td>,</td> <td>円</td> <td>自己資金</td> <td>,</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>合計（見積額）</td> <td>,</td> <td>円</td> </tr> </table>							貸付申込金	,	円	その他金融機関等からの借入金	,	円	共済組合申込金	,	円	自己資金	,	円				合計（見積額）	,	円
貸付申込金	,	円	その他金融機関等からの借入金	,	円																				
共済組合申込金	,	円	自己資金	,	円																				
			合計（見積額）	,	円																				
5年後の退職手当見込額	<table> <tr> <td>在職年数</td> <td>年</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>給料月額</td> <td>,</td> <td>円</td> <td>×</td> <td>退職手当の率（自己都合）</td> <td>=</td> <td>,</td> <td>円</td> </tr> </table>							在職年数	年						給料月額	,	円	×	退職手当の率（自己都合）	=	,	円			
在職年数	年																								
給料月額	,	円	×	退職手当の率（自己都合）	=	,	円																		
候補物件の状況	所在地 (登記事項証明書上の地番)	<table> <tr> <td>都道府県</td> <td>市</td> <td>町</td> <td>丁目</td> <td>番</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>郡</td> <td>大字</td> <td>字</td> <td colspan="2">番地</td> </tr> </table>						都道府県	市	町	丁目	番	号		郡	大字	字	番地							
	都道府県	市	町	丁目	番	号																			
		郡	大字	字	番地																				
構造の大要	<table> <tr> <td>造</td> <td>階建</td> <td>延面積</td> <td>平方米</td> <td>室数</td> <td>室</td> <td>畳</td> </tr> </table>						造	階建	延面積	平方米	室数	室	畳												
造	階建	延面積	平方米	室数	室	畳																			
	敷地の状況	<table> <tr> <td>所有地・購入地・借地</td> <td>地目</td> <td>地積</td> <td>平方米</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>						所有地・購入地・借地	地目	地積	平方米														
所有地・購入地・借地	地目	地積	平方米																						
着工、借入、購入等の予定年月日	年 月 日			着工、借入、購入等の完了予定年月日	年 月 日																				
家族構成	申込人との続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	月収	勤続年数																		
	本人																								



住宅資金計画変更申請書

年 月 日に貸付を受けました住宅資金（貸付No. ）の申込事由
（ ）につきまして、下記により当初の計画を変更したいので、ご承諾くださる
よう申請します。

記

1. 変更箇所

.....
.....
.....
.....
.....

2. 変更理由

.....
.....
.....
.....
.....

年 月 日

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

借 受 人	所 属 所 名	(TEL) - -		
	自 宅 住 所	(TEL) - -		
	職 名	フリガナ		
	氏 名	会員番号	(印)	
			満	歳

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

所 属 所 名

所属所長名

印

注意 添付書類

変更後の詳細な平面図、配置図、見積明細書等、その他参考となる書類



住宅資金計画遅延申請書

年 月 日に貸付を受けました住宅資金（貸付No. ）の申込事由
（ ）につきまして、下記により当初の計画を遅延いたしますので、ご承諾くだ
さるよう申請します。

記

1. 遅延理由

.....
.....
.....
.....
.....
.....

2. 完了予定年月日

年 月 日
.....

年 月 日

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

借	所属所名	(TEL) - -		
	自宅住所	〒 - (TEL) - -		
受	職 名	フリガナ		満 歳
人		氏 名	会員番号 (印)	

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

所属所名

所属所長名

(印)



工 事 完 了 報 告 書

年 月 日に貸付を受けました住宅資金（貸付No. ）の申込事由
（ ）につきましては、年 月 日に工事（買収）を完了
しましたので、関係書類を添えて報告します。

年 月 日

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

借 受 人	所 属 所 名	(TEL) - -		
	自 宅 住 所	〒 - (TEL) - -		
	職 名	フリガナ		満 歳
		氏 名	会員番号 (印)	

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

所 属 所 名

所属所長名

印

注意 添付書類

不動産登記事項証明書、または工事の完了を証明できる書類。



住宅新築工事に係る誓約書

(敷地購入または借入れの場合、申込時に提出)

私は、貴互助会から貸付規程第25条により住宅資金の交付を受けて、下記の土地を購入(借入れ)しますが、この土地は私の居住する住宅の建築敷地以外には使用せず、貸付けを受けた日から数えて5年以内に当該住宅を建築することを誓約します。

なお、5年以内に住宅の建築ができなかった場合は、貸付規程第7条による未償還金の即時償還措置を適用されても異議はありません。

記

1 貸付対象物件

所在地_____

地 目_____

地 積_____m²

2 建築完成予定年月日

年 月

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

年 月 日

申 込 人	所属所名	(TEL) - -		
	自宅住所	〒 - (TEL) - -		
	職 名	フリガナ		満 歳
		氏 名	会員番号 () ㊞	

注意 申込人は自書すること。



住宅建築報告書

(敷地購入または借入れの場合、5年以内に提出)

貸付番号							会員番号							
貸付年月日	年 月 日													
物件の所在地 (登記事項証明書上の地番)	都道府県		市		町		丁目		番		号			
			群		大字		字		番地		番地			
構造・面積			造		階建		延面積		m ²					
当初完了予定日	年 月 日													
建築完了年月日	年 月 日													

上記のとおり住宅の建築が完了しましたので、添付書類を添えて報告します。

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

年 月 日

借 受 人	所属所名	(TEL) - -									
	自宅住所	〒 - (TEL) - -									
	職 名	フリガナ								満 歳	
		氏 名	㊟								

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

所属所名

所属所長名



注意 添付書類

不動産登記事項証明書、または住宅建築が完了したことを証明する書類



研修旅行資金貸付申込書

会 員 番 号	種 別	貸 付 番 号	貸 付 決 定 金 額	未 償 還 元 金	償還回数
	5		0 0 0 0 0	0	
申 込 金 額	償 還 方 法		申 込 事 由 (具体的に記入のこと。)		
百万 十万 万	償還回数	1回当たりの償還額	新規申込		
万円	回	, 円	借替申込		
主 催 団 体 名		研 修 地 及 び 期 間			参加旅行代金
		出発日 年 月 日～帰着日 年 月 日 日間			, 円 (内主催団体等からの補助金 , 円)
一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程に基づいて、一般資金貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借受けたいので申込みます。 年 月 日 一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿					
申 込 人	所 属 所 名	(TEL) - -			
	自 宅 住 所	(TEL) - -			
	職 名	フリガナ			
		氏 名	満 歳 印		
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日					
所 属 所 名 所属所長名 印					

- 注意 (1) 太枠内は漏れなく記入すること。 (4) 「借用証書」・「貸付保険に係る個人情報の取扱に関する同意書」・「旅行行程表」を併せて提出すること。
- (2) 申込人は自書すること。 (5) 山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入があるときは、下表を必ず記入すること。
- (3) 所属所長の印章は公印とすること。

山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入状況

※給料月額

円

借入機関 (互助会・公立学校共済組合)	貸 付 種 別	当月未借入金残高	毎 月 償 還	ボーナス償還
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円



自動車資金貸付申込書

会 員 番 号	種 別	貸 付 番 号	貸 付 決 定 金 額	未 償 還 元 金	償還回数
	6		0 0 0 0 0 0	0	

申 込 金 額	償 還 方 法	申 込 事 由 (具体的に記入のこと。)
百万 十万 万 万円	償還回数 1回当たりの償還額 回 , 円	新規申込 借替申込

一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程に基づいて、一般資金貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借受けたいので申込みます。

年 月 日

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

申 込 人	所 属 所 名	(TEL) - -		
	自 宅 住 所	〒 - (TEL) - -		
	職 名	フリガナ		満 歳
		氏 名	印	

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

所 属 所 名

所属所長名

印

- 注意 (1) 太枠内は漏れなく記入すること。 (4) 「借用証書」・「貸付保険に係る個人情報の取扱に関する同意書」・「売買契約書（発注書、注文書）の写し」を併せて提出すること。
- (2) 申込人は自書すること。 (5) 山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入があるときは、下表を必ず記入すること。
- (3) 所属所長の印章は公印とすること。

山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入状況

※給料月額

円

借入機関（互助会・公立学校共済組合）	貸 付 種 別	当月未借入金残高	毎 月 償 還	ボーナス償還
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円



貸付規程
第7号様式

教 育 資 金 貸 付 申 込 書

会 員 番 号		種 別	貸 付 番 号		貸 付 決 定 金 額			未 償 還 元 金			償還回数
		7			0 0 0 0 0			0			
申 込 金 額			償 還 方 法		申 込 事 由 (具体的に記入のこと。)						
百万	十万	万	償還回数	1回当たりの償還額	新規申込						
		万円	回	円	借替申込						
対 象 者 氏 名				在 学 中 の 学 校 名							
(会員との続柄)											
一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程に基づいて、一般資金貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借受けたいので申込みます。 年 月 日 一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿											
申 込 人	所 属 所 名	(TEL) - -									
	自 宅 住 所	(TEL) - -									
	職 名	フリガナ									満 歳
		氏 名	印								
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所 属 所 名 所属所長名 印											

- 注意 (1) 太枠内は漏れなく記入すること。 (4)「借用証書」・「貸付保険に係る個人情報の取扱に関する同意書」・「在学証明書 (原本)」を併せて提出すること。
- (2) 申込人は自書すること。 (5) 山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入があるときは、下表を必ず記入すること。
- (3) 所属所長の印章は公印とすること。

山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入状況

※給料月額

円

借入機関 (互助会・公立学校共済組合)	貸 付 種 別	当月末借入金残高	毎 月 償 還	ボーナス償還
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

物 品 購 入 資 金 貸 付 申 込 書																																																																				
会 員 番 号				種別	貸 付 番 号				貸 付 決 定 金 額				未 償 還 元 金				償還回数																																																			
				9					0 0 0 0 0 0				0																																																							
申 込 金 額				償 還 方 法				申 込 事 由（具体的に記入のこと。）																																																												
百万 十万 万				償還回数 1回当たりの償還額				新規申込																																																												
万円				回 , 円				借替申込																																																												
一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程に基づいて、一般資金貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借受けたいので申込みます。 年 月 日 一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">申 込 人</td> <td>所 属 所 名</td> <td colspan="13">(TEL) - -</td> </tr> <tr> <td>自 宅 住 所</td> <td colspan="13">(TEL) - -</td> </tr> <tr> <td>職 名</td> <td>フリガナ</td> <td colspan="10"></td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">満 歳</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td colspan="10" style="text-align: center;">印</td> </tr> </table> 上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所 属 所 名 所 属 所 長 名 印															申 込 人	所 属 所 名	(TEL) - -													自 宅 住 所	(TEL) - -													職 名	フリガナ											満 歳		氏 名	印									
申 込 人	所 属 所 名	(TEL) - -																																																																		
	自 宅 住 所	(TEL) - -																																																																		
	職 名	フリガナ											満 歳																																																							
		氏 名	印																																																																	

- 注意 (1) 太枠内は漏れなく記入すること。 (4) 「借用証書」・「貸付保険に係る個人情報の取扱に関する同意書」・「物品購入に係る見積書の写し」を併せて提出すること。
- (2) 申込人は自書すること。
- (3) 所属所長の印章は公印とすること。 (5) 山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入があるときは、下表を必ず記入すること。

山形県教職員互助会及び公立学校共済組合からの借入状況

※給料月額

円

借入機関（互助会・公立学校共済組合）	貸 付 種 別	当月末借入金残高	毎 月 償 還	ボーナス償還
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円



全 額 繰 上 償 還 申 出 書

		償 還 予 定 年 月 日 (償還金振込予定年月日)	年 月 日
貸 付 種 別	貸 付 番 号	未 償 還 元 金 (年 月 現 在)	
生 活		円	
入 学			
住 宅			
研 修 旅 行			
自 動 車			
物 品 購 入			
教 育			
合 計			
一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程第8条第3項の規定に基づき、借受中の貸付金を全額繰上償還したいので申出ます。 年 月 日 一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿 所 属 所 名 会 員 番 号 氏 名 (印)			

注意 未償還元金＝償還予定月の月末残高



一部繰上償還申出書

償還予定年月日
(償還金振込予定年月日)

年 月 日

貸付種別	貸付番号	繰上償還額	繰上償還後の 未償還元金	繰上償還後の償還方法	
				償還回数	1回当たりの償還額
生活		円	円	回	円
入学					
住宅					
研修旅行					
自動車					
物品購入					
教育					
合 計					

一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程第8条第3項の規定に基づき、借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申出ます。

年 月 日

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

所 属 所 名

会 員 番 号

氏 名



- 注意 (1) 繰上償還額及び償還回数は必ず記入すること。
(2) 償還回数 $\leq$ 繰上償還前の残回数
(3) 1回当たりの償還額 $=$ 繰上償還後の未償還元金 $\times$ 賦金率



償還猶予（延期）申請書

一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程に基づき、下記により償還を猶予（延期）していただきたく申請いたします。

記

1. 申請理由
- | | | | |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| ☐ | 住宅貸付物件の被災 | ☐ | 疾病による無給休職 |
| ☐ | 育児休業 | ☐ | 配偶者同行休業 |
| ☐ | 介護休業 | | |
2. 猶予（延期）期間 年 月～ 年 月までの 回
3. 貸付種別
- | | | | | | |
|--------------------------|--------|-------|--------------------------|--------|-------|
| ☐ | 生活資金 | 貸付No. | ☐ | 自動車資金 | 貸付No. |
| ☐ | 入学資金 | 貸付No. | ☐ | 物品購入資金 | 貸付No. |
| ☐ | 住宅資金 | 貸付No. | ☐ | 教育資金 | 貸付No. |
| ☐ | 研修旅行資金 | 貸付No. | | | |
4. 一回当たりの償還額 円
5. 償還金猶予総額 円

年 月 日

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

借 受 人	所 属 所 名	(TEL) - -		
	自 宅 住 所	〒 - (TEL) - -		
	職 名	フリガナ		満 歳
		氏 名	会員番号	

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

所 属 所 名

所属所長名



注意 1. 点線枠内にチェックマークを付けること。

2. 猶予（延期）期間は、次の期間を記入すること。

イ. 住宅貸付物件の被災については、申請のあった日の属する月の翌月から、12月の範囲内で猶予を希望する期間。

ロ. 育児休業については、育児休業の期間の範囲内で猶予を希望する期間。

ハ. 介護休業については、介護休業の期間の範囲内で猶予を希望する期間。

ニ. 疾病による無給休職については、無給休職の期間の範囲内で猶予を希望する期間。（傷病手当金及び同附加金の支給を受けている期間を除く。）

ホ. 配偶者同行休業については、配偶者同行休業の範囲内で猶予を希望する期間。



貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書

貴一般財団法人山形県教職員互助会へ申込む下記1の貸付について、一般財団法人山形県教職員互助会貸付規程第5条に規定する貸付保険の適用を受けるにあたって、個人情報を下記2のとおり取り扱うことに同意します。

記

1. 貸付金

貸付種別	
貸付申込金額	, , 円
貸付申込年月日	年 月 日

2. 貸付保険に係る個人情報の取扱い

一般財団法人山形県教職員互助会は、貸付保険に関して、借受人に債務不履行が発生した場合、または借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合、当該借受人の個人情報を、以下のとおり第三者に提供します。

〈提供先〉

損害保険ジャパン株式会社

〈提供における個人情報の利用目的〉

- ・保険金の支払審査
- ・債権の保全

〈提供される個人情報の内容〉

- ・職名、氏名、年齢、住所、電話番号、給料月額、申込事由等、貸付申込書に記載されている事項
- ・登記事項証明書等、提出書類（添付書類）に記載されている事項
- ・貸付原票等償還管理に必要な資料に記載されている事項
- ・弁護士等及び裁判所からの債務整理に関して通知された事項
- ・その他損害保険会社が必要と認める書類に記載されている事項

※ 借受人に債務不履行が発生した場合とは、自己破産の申立てや民事再生の開始決定が行われた懲戒免職や退職、退会で一括償還できない等により償還が滞った場合をいいます。

借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合とは、弁護士等から債務整理の連絡や懲戒免職、退職、退会で一括償還できない等により償還が滞った場合をいいます。

一般財団法人山形県教職員互助会理事長 殿

年 月 日

同意者（借受人）

所属所名 _____ TEL _____

自宅住所 _____ TEL _____

職 名 _____

氏 名 _____ (印)